

2021年12月5日

## 国際安全保障学会 2021 年度年次大会報告要旨

氏名:伊藤 潤

所属・職位:人と防災未来センター・研究員

### 発表題目:

「国内危機管理における緊急事態宣言と政策調整メカニズム: 米国の COVID-19 対応を事例に」

### 発表概要

本報告の目的: 本報告は、米国での COVID-19 対策における緊急事態宣言の発出プロセス(「公衆衛生緊急事態」、「大規模災害」、「国家緊急事態」と FEMA(連邦緊急事態管理庁)による対応支援を事例に、国内で緊急事態または大規模災害が発生した際における中央政府内の政策調整メカニズムの特徴と実態を明らかにする。その際に日本の制度・事例と比較することで、両国の国内危機管理体制の相違も明示していく。

研究の背景・意義: COVID-19 によるパンデミック被害は、各国の国内危機管理体制の制度的特徴に加え、その実際の対応能力の差を浮き彫りにしている。当初、感染者数・死亡者数が世界最大に達した米国では、国内情勢の混乱も伴い連邦政府の対応に対して強い批判がなされたものの、2021 年以降は急速なワクチン接種の拡大により事態回復へ動き出している。この背景には、政権交代をはじめ複数の要因が考えられるが、より重要かつ構造的なものとして、米国がこれまで築いてきた緊急事態管理(Emergency Management)制度の存在とその正常化が指摘されている(Gerber & Gall, 2021)。この点は、法制度上の課題に直面して政府内で効果的な意思決定・調整ができず、事態が長期化の様相を呈している日本とは対照的である。国内危機管理に関する制度・政策は、脅威・ハザードの種類に関係なく国家安全保障と密接に関連している。そのため、米国の事例に関して研究報告を行うことは、我が国の現在そして将来の危機管理および安全保障制度を検討する際に有用な知見の獲得に資するものである。

報告の概要: 本研究では、先行研究(Ex. R. Sylves[2019])をベースに米国の国内危機管理に関する制度的特徴を概観した上で、公衆衛生上の緊急事態が発生した場合における連邦政府の対応および支援の仕組みについて分析を行う。米国国内の緊急事態管理に関して、連邦政府の対応全般は DHS(国土安全保障省)／FEMA が所管しており、FEMA 長官(Administrator)は大統領、国土安全保障会議(HSC)、国土安全保障長官に対する首席アドバイザーに位置づけられている。そのため、制度上、法的に定めがあるものを除き、国内事態に対する緊急事態宣言の発出およびその後の連邦省庁の政策調整を FEMA が担うことになる。以上の制度的特徴を踏まえた上で、COVID-19 対応を事例に、国家緊急事態法、スタフォード法、公衆衛生サービス法に基づく各種緊急事態宣言の発出に至るまでの連邦政府内部におけるプロセスとその後の FEMA による取り組みを検証していく。それにより、国内緊急時における政策調整メカニズムの制度と実態を明らかにするとともに、トランプ政権とバイデン政権の取り組みを客観的に評価するための知見を提供する。そして最後に、米国の事例研究を踏まえ、日本とも比較を行うことで、多組織間連携を前提とした国内危機管理体制の在り方を再考する。